

神明地区公立認定こども園整備基本設計および実施設計業務委託の請負契約に係る
制限付き一般競争入札の参加者の資格等について

神明地区公立認定こども園整備基本設計および実施設計業務委託における制限付き
一般競争入札に参加者の資格等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5
第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6年8月5日

鯖江市長 佐々木 勝久



1 入札に付する業務委託工事

(1) 工事名 神明地区公立認定こども園整備基本設計および実施設計業務委託

(2) 業務場所 鯖江市 三六町1丁目 地係

(3) 業務概要

・公立認定こども園整備基本設計	一式
・公立認定こども園整備実施設計	一式
・既存園舎（2園）解体実施設計	一式
・園庭整備実施設計	一式

(4) 工期 令和7年3月31日

(5) 設計金額 金 16,503,300 円（税込）

2 資格審査を申請できる者

資格審査を申請できる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体が、この業務を共同して請け負うことを目的として、次の①から②の
条件を満たす者2社で結成されたものであること。

① 共同企業体の構成員である建築士事務所のうち、代表者は次の条件をすべて
満たすものであること。

ア 鯖江市に建築一般の登録があり、市内に本社または営業所を有するもの

イ 業務計画において、最大の業務量を担当し構成員を統括することができるも
の

ウ 統括管理者（国家資格を有する者に限る。）を当該業務に配置しうる者である
こと。

- ② 代表者以外の構成員は次の条件をすべて満たすものであること。
- ア 鮎江市に建築一般の登録があり、市内に本社または営業所を有するもの
- イ 業務計画において、最小出資比率30%以上の業務を担当できるもの
- (2) 共同企業体の構成員である建築士事務所が、次の要件のすべてを満たす者であること。
- ア 令和6年4月1日現在で、令和5・6年度鯖江市競争入札参加資格者名簿において、建築一般の登録を有すること。
- イ 管理技術者（国家資格を有する者に限る。）を当該業務に配置しうる者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 「鯖江市工事等請負契約に係る指名停止等に関する措置要領」に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。
- (3) 共同企業体の構成員の最小出資比率が30%以上であること。
- (4) 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 共同企業体の構成員である建築士事務所が、この業務委託に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

3 資格審査の確認

- (1) 入札の参加希望者は、令和6年8月26日（月曜）正午までに申請書および資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出期限までに申請書および資料を提出しない者または確認が受けられなかった者は、入札に参加することができない。
- (2) 提出資料
提出資料は、次のとおりとする。
- ア 鮎江市制限付き一般競争入札参加確認申請書
- イ 同種業務実績調書
- ウ 業務計画書
- エ 配置予定の管理技術者および主任技術者等の資格、経歴、経験等
- オ 配置予定の技術者の資格者証の写し
- (3) 申請書の提出方法
申請書等は受付場所に持参して提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書および資料の配布
- ア 配布期間 令和6年8月5日（月）から令和6年8月26日（月）
(土曜日、日曜日および祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで
ただし、令和6年8月26日（月）は12時まで
- イ 配布場所 鮎江市西山町13-1 鮎江市政策経営部財務管理課
電話 0778-53-2222（直通）

(申請書様式および資料は鯖江市ホームページからダウンロードができます。)

(5) 申請書および資料の受付

ア 受付期間 令和6年8月5日（月）から令和6年8月26日（月）

（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ただし、令和6年8月26日（月）は12時まで

イ 受付場所 申請書等の配布場所と同じ

(6) 提出部数 3部（特定業務委託共同企業体協定書および委任状も同じ）

うち3部は受付時に返却し、各構成員が1部づつ保管すること。

(7) 申請書および資料の作成説明会

申請書等の作成説明会は実施しない。

4 入札参加資格審査の決定

入札参加資格者と認められた者または認められなかった者には、その旨を共同企業体の代表者にそれぞれ通知する。

5 資格の有効期間

この資格審査による入札参加資格は、神明地区公立認定こども園整備基本設計および実施設計業務委託に係る入札についてのみ有効とし、当該業務委託を落札した共同企業体については当該業務委託が完了し共同企業体の精算が完了した日、他の共同企業体については当該業務委託に係る請負契約が締結された日に効力を失う。

6 その他

その他不明な点については、鯖江市政策経営部財務管理課に照会すること。

電話 0778-53-2222 (直通)